

## 独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱

平成 23 年 4 月 1 日館長決定

令和 3 年 3 月 30 日改正

### (趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号）の実施に当たり、法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から、文書の寄贈又は寄託を受け入れるための判断基準及び受入手続は、この要綱の定めるところによる。

### (受入基準)

第 2 条 独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、法人等又は個人から寄贈又は寄託する旨の申出があった文書について、以下の基準のいずれかに該当すると認めるものを歴史公文書等として受け入れるものとする。

- 一 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- 二 館が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- 三 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸するおそれが極めて高いもの

### (文書の借用)

第 3 条 館は、寄贈又は寄託の相談があった文書について、前条の受入基準への該当性等を確認するため、必要に応じて、当該文書を借用するものとする。

- 2 前項の場合において、館は、当該相談を行った者に、文書借用書（様式第 1 号）を交付するものとする。

### (寄贈文書の受入手続)

第 4 条 館は、寄贈の申出があったときは、寄贈申出書（様式第 2 号）の提出を受けるものとする。

- 2 館は、歴史公文書等の寄贈を受け入れたときは、寄贈した者に寄贈文書受領書（様式第 3 号）を交付するものとする。

### (寄託文書の受入手続)

第 5 条 館は、寄託の申出があったときは、寄託申出書（様式第 4 号）の提出を受けるもの

とする。

- 2 館は、歴史公文書等の寄託を受け入れるときは、寄託しようとする者と寄託契約書（様式第 5 号）を取り交わし、文書を受け取った後、寄託した者（以下「寄託者」という。）に寄託文書預り書（様式第 6 号）を交付するものとする。

（寄託期間）

第 6 条 寄託期間は原則として当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年とする。

- 2 前項に定める期間満了の 90 日前までに、寄託契約の更新又は寄託から寄贈への切り替えに関する協議を行うものとする。
- 3 寄託契約の更新を行う場合は、第 5 条の手続を行うものとする。
- 4 寄託から寄贈への切り替えを行う場合は、第 4 条の手続を行うものとする。
- 5 第 1 項に定める期間中に第 2 項の協議が終了しない場合は、この協議が終了するまでの間、寄託契約が存続するものとみなす。

（寄託契約の変更又は解約）

第 7 条 寄託契約の変更又は解約を希望する場合は、当事者の一方が、相当期間前に申し出て協議するものとする。

- 2 館は、寄託契約の解約された日から原則として 30 日以内に、寄託文書預り書と引き換えに、寄託文書を寄託者に返還するものとする。
- 3 館は、寄託者と連絡がとれないことにより第 6 条第 1 項に定める期間が経過してなお同条第 2 項の協議を行うことができない場合は、寄託文書が寄贈されたものとみなす。

（所有者等の変更）

第 8 条 売買、相続等により、寄託文書の所有者に変更があった場合又は寄託者の氏名若しくは住所（法人にあっては、名称又は所在地。以下同じ。）の変更があった場合は、寄託者（寄託文書の所有者に変更があった場合にあっては、新たな所有者）は、寄託文書所有者等変更届（様式第 7 号）に寄託文書預り書の写しを添えて、速やかに館に提出するものとする。

- 2 館は、前項の規定により寄託文書の所有者に変更があったことを知った場合には、新たな所有者に対し、寄託文書の取扱いについて速やかに確認し、第 4 条又は第 5 条の手続を行うものとする。なお、新たな所有者が、寄託文書の返還を求めた場合には、館は、寄託文書預り書と引き換えに、寄託文書を返還するものとする。

附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。